

## アメリカ犯罪学の基礎研究 (114)

中央大学犯罪学研究会  
(代表 只 木 誠)\*

今回は、「リエントリーコート」と「アメリカ合衆国における少年事件の概況と少年裁判所における処理状況の比較」という2本の論文を紹介することにしたい。前者は、州で刑務所出所後の再統合を管理する方法として提案され、現在は、全米に広まりつつある共通タイプの問題解決裁判所として機能しているリエントリーコートに関して、最も初期の連邦のリエントリーコートプログラムを行ったオレゴン地区、マサチューセッツ地区、および、ミシガン西部地区のものを紹介したものである。また、後者は、アメリカ合衆国司法省の少年司法非行防止局による資料から少年裁判所で処理されている少年事件について、1960年から2008年までの傾向とアメリカにおける非行事件の手続の流れから処理状況を考察し、日本における少年事件をめぐる対応の現状と課題について比較検討したものである。

(只 木 誠)

---

\* 所員・中央大学法科大学院教授・法学部教授

リエントリーコート  
Reentry Court

鮎 田 実\*\*

1. はじめに

近年、刑務所から地域社会への犯罪者の再統合を管理するために、リエントリーコート(Reentry Court)のプログラムを確立することにおいて、連邦判事、プロベーションオフィサー、および、その他の人の側に関心が高まっている。これらのプログラムは、州と地方の法域における常習犯を減らすために示されたドラッグコートの特徴を取り入れているのが一般的である。それらは、裁判官、プロベーションオフィサー、合衆国副検事(assistant U.S. attorney)、連邦副公設弁護士(assistant federal defender)、および、契約サービス提供者を典型的に含むチームアプローチにおいて、段階的制裁と正の強化(positive reinforcement)(※筆者注:“正の強化”とは、何か行動したあとに、その人にとって望ましい強化子(報酬)が与えられたとき、それ以降その行動が増えること)を課す裁判所の権限を用いるものである。

州と連邦のレベル両方におけるリエントリーコートの動向は、いまだその揺籃期にあるので、これらのプログラムが常習犯を効果的に減らすかどうかに関する経験的な調査研究がほとんどない。本稿は、連邦のリエントリーコートプログラムのいくつかの研究を要約し紹介するものである。

---

\*\* 嘱託研究所員・中央大学法学部兼任講師

## 2. 州のドラッグコートとリエントリーコートのプログラムの背景

20年以上前に導入されて以来、全米で広まったドラッグコートは、保護監督、薬物検査、治療サービス、および、直接的な制裁と誘因の包括的なプログラムを通して、様々な事案が、非暴力的な薬物乱用犯罪者に関わる事案に対処するよう意図された専門的な裁判所である。ドラッグコートは、裁判所の当事者主義的役割を、裁判官、検察官、弁護士、プロベーション、法執行、および、治療サービスの機関での問題解決の協力のための非当事者主義的裁判所に変換する。ドラッグコートの構造によると、公訴を取り下げる（答弁前/ダイバージョン的なコートの場合）か、あるいは、公判記録から当該犯罪を削除する（答弁後のコートの場合）ことによって、プログラムが成功裡に終わることとなる。利用可能な調査研究は、州のドラッグコートが、常習犯を減らすことに成功したことと、それを効果的にする側面を明らかにするために更なる研究が必要とされることを示している。

ドラッグコートの諸原理と手続は、刑事被告人による他の常習的な行動形式を扱うために「問題解決裁判所」(problem-solving court) という形で採択された。問題解決裁判所の事例には、メンタルヘルスコート、ドメスティックバイオレンスコート、ホームレスコート、ティーンコート、タバココート、酩酊運転コート、および、家族コートが含まれる。これらのタイプの裁判所は非常に新しいので、それらの有効性について利用可能な調査研究はほとんどない。ますます共通するタイプの問題解決裁判所が、リエントリーコートであり、それは、1999年当時の国立司法研究所 (National Institute of Justice) 所長の J・トラヴィス (Jeremy Travis) によって、州で刑務所後の再統合を管理する方法として初めて提案されたものであった。その年、トラヴィスと、フロリダ州デイド郡で検察官として1987年に全米最初のドラッグコートを擁護した当時の検事総長 J・リノ (Janet Reno) が、試験的リエントリーコートを設立することに興味をもった州

と地方の法域に対する連邦の支援を発表した。リノ検事総長が説明したように、リエントリーコートは、ドラッグコートの諸原理を刑事司法制度の最終段階に適用する。すなわち、

「リエントリーコートは、刑務所あるいはジェイルからの釈放後における地域社会への犯罪者の復帰を監督するであろう。そのコートは、ドラッグコートが行うように、正の強化のためにその権限を使うであろう。このリエントリーコートは、その法廷のもつ力と、その法廷のもつ争点を実際に押し出すための知恵を使うことにおいて、ドラッグコートと同じアメとムチのアプローチの理論を元に作られる。リエントリーコートは、復帰しつつある犯罪者による肯定的行動を促進し、当該犯罪者の社会への再統合の成功を支援するために資源を整理する。そのコートはまた、当該個人が正しい路線に留まることを確実にするために、段階づけられた範囲にある迅速かつ予測可能な制裁を使うという処罰権限を用いるであろう。他の人々と共に密接に働く裁判官は、当該犯罪者を地域社会に再び統合する計画にアプローチすることができ、それから、そのコートは計画を監視して実施するのである。コートのパートナーには、施設内と社会内の矯正官、法執行、地元企業、家族、牧師、支援サービス、被害者の擁護者、および、近隣組織が含まれるであろう。」

2000年、法務省の司法プログラム局 (the Office of Justice Programs) は、リエントリーコート行動計画 (Reentry Court Initiative) (以下、“RCI”と略す)を開始した。ドラッグコートモデルを引き合いに出して、RCIの目標は「犯罪者の責任の途切れないシステムを設立して、再入手続を通じてサービスを支援する」ことであった。RCIへの誘いは、リエントリーコートの6つの中核となる要素を見出した。それは、評価と計画の立案、積極的な監督、支援サービスの管理、地域社会への説明責任、段階づけられた簡潔な制裁、および、成功に対する報酬、である。司法プログラム局は、試験的リエントリーコートを実行するために、9つの州に技術的サポートを選

採し提供した。RCI の手続上の評価は、9つの場所にわたり広範囲に及ぶ変動性があるにもかかわらず、いくつかの教訓が得られたと結論した。最も重要な結論の1つは、対象人員について合意することが不可欠であるということである。なぜなら、共通の治療の必要性を共有する犯罪者に対して焦点を合わせた処遇を伴うドラッグコートと異なり、「戻ってくる犯罪者という一般住民に目標を設定するリエントリーコートは、薬物乱用治療を遙かに超えて広がる多様な一連のニーズを満たさなければならない」からである。その評価は、さらなる調査研究が州のリエントリーコートとその他の代替策の実行、経費、および、便益に関して必要とされるという結論を下した。すなわち、

「リエントリーコートのプログラムの多くが非常に小さいスケールで運営されているとするならば、少数の参加者に役立つプログラムの相対的なコストと便益を証拠書類で立証することがとりわけ重要である。いくつかの非法廷ベースのプログラムを含む代替モデルの形成と機能、および、様々なタイプの犯罪者に対して最も効率的である実践に関する追加的調査研究もまた重要であろう。リエントリーコートが、受刑者再入の複雑な問題を処理することへの有望であるがなおかけ出しのアプローチであるとするれば、プログラムを確立するのに使われたあらゆるタイプのモデルを文書化することは、その分野への重要な貢献、つまり、政策当局者、実務家、および、研究者にも同様に役立つものと思われるものである。」

### 3. 連邦システムにおけるリエントリーコートのプログラム

連邦裁判所システム内の多くの地区が、これまで6年にわたってリエントリーコートのプログラムを設けた。このようなプログラムによって、そのコートは、典型的に裁判官、プロベーションオフィサー、合衆国副検事、連邦副公設弁護士、および、契約サービス提供者を含むチーム環境で段階

的制裁と正の強化を課すことができる。この一般的なモデルの中で、かなりのバリエーションがある。例えば、若干のプログラムが、薬物乱用問題を抱えた犯罪者だけを含んでいる。単にボランティアだけを受け入れるコートもある一方で、集中的監督を必要としているものと職員や裁判官が思う犯罪者全てによる参加を強制するコートもある。危険予測インデックス(Risk Prediction Index)の点数によって測定されるように、常習性の高い確率を有している犯罪者に焦点を合わせるものがある。裁判官との非公式の月例会面を伴うものもあれば、法廷での正式な状況審問(status hearing)を含むものもある。州のリエントリーコートと同じように、これらのプログラムが効果的に常習犯を減らすかどうかについて限定的な調査研究がある。以下の節では、オレゴン地区、マサチューセッツ地区、および、ミシガン西部地区でのリエントリーコートプログラムについて紹介することにする。

#### (1) オレゴン地区

2005年、オレゴン地区は、アメリカ最初の連邦のリエントリーコートプログラムの1つを設立した。プログラムは、『オレゴン地区リエントリーコート——評価、政策提言、および、実施戦略——』(The District of Oregon Reentry Court: Evaluation, Policy Recommendations, and Replication Strategies)という題名の報告書に記述され評価されている。その研究は、オレゴン教育大学と当該コートからの研究者によって書かれた。クローズ(Close)らが説明するように、リエントリーコートは、前例がないほどの大量レベルのメタンフェタミンの使用によってもたらされた公共安全と健康危機を扱うために設けられた。オレゴンの社会福祉局は、他のいかなる州よりも1人あたりのメタンフェタミン乱用容疑の個人を取り扱っており、オレゴン地区の取消し率は、全米平均を上回った。

それに応じて、オレゴン地区は、「その監督下にある犯罪者間での麻薬中毒の難題を扱う調査と研究の積極的キャンペーンを始めた」。犯罪者処遇委員会(Offender Treatment Committee)は、「監督下にある犯罪者間での麻薬中毒における危機を扱う最善の実務についての情報を集める」た

めに組織された。加えて、当該委員会は、「革新的な処遇プログラミングについての情報と、広範囲の処遇努力のための資金増額の獲得を求めた」。最後に、それは、「広範囲の処遇機関、連邦刑務所局、および、州と郡の社会福祉局との意味のある協力を促進しようと努めた」のである。

当該リエントリーコートのプログラムは、6つの基本的原則に基づいて設計されている。すなわち、①移行計画、②リエントリーコート裁判官のための証拠に基づく実務における多くの学問領域にわたる訓練、③リエントリーコートのプロベーションオフィサーのために統合された事例管理と法執行の視座の使用、④調査研究の知見を活かした監視、制裁、および、報酬の使用、⑤説明責任を強化し再入に対する障壁を下げるよう設計された、調査研究の知見を活かした連続体としてのサービスの使用、⑥個人のレベルと地域社会のレベルでのリエントリーコートプログラムの有効性を測定するための質に関するデータ収集と評価システムの創設、である。

リエントリーコートのチームは、連邦地方裁判所判事、プロベーションオフィサー、合衆国副検事、連邦副公設弁護士、薬物やアルコール治療の専門家、および、社会内サービス調整者から構成される。それは、彼らの従来の役割から外れる方法で参加者を元気づける、挑戦させる、あるいは、容認するという非当事者主義的方法で活動する。当該プログラムは、プロベーションオフィサーによって調整された個別化された効果的な長期の処遇と独自の生活支援と結び付いた、当該コートによって義務づけられた監視と地域社会監督を含んでいる。伝統的な釈放と監督に対するこの選択肢は、「リエントリーコート参加者に対し、個人的な満足と再統合の成功を奨励するよう意図された裁判所と処遇サービスの専門的な知識を提供する」のである。

参加者は、一定の適正手続上の権利を放棄した後で、任意でリエントリーコートに入る。当該プログラムは、参加者に対し、契約の条件を締結し、それに従うように求める。参加者は、個別化された再入計画の条件に従い、定期的な無作為の検尿とその他の監視に服するという自発的意志を受け入れる。制裁は、直接的で、当該反則行為に比例しており、また、参加者の

再入計画において、責任を教え進歩を促進するよう意図される。この手続は、伝統的な違反の審問からかなり外れている。当該参加者の反則行為が、リエントリーコートからその者を終結するために必要とされる重大さに達しない場合、制裁の手続は、「当該参加者に対し、再入の成功という最終目標に向けての取消がなく中断のない進歩なくして、その者の過ちを熟考し、それを正すよう促される」。もしある参加者の違反行為が、リエントリーコート終了の正当な理由となるなら、その者は、制裁がより重いとされる従来の違反手続に移送されるのである。

リエントリーコートのチームは、裁判官の指揮とプロベーションオフィサーの指導体制の下に月ごとに各参加者の進歩を検討する。月例の審問の前に、プロベーションオフィサーは、薬物乱用治療、精神衛生治療とカウンセリングサービス、職業訓練と職業紹介援助、住宅援助、教育と訓練、および、家族カウンセリングにおける各参加者の進歩について、リエントリーコートのチームに最新情報を与える、その者に関する詳細な報告を準備する。月例の審問は、「当該参加者のニーズを識別することと、公共の安全と責任を維持しながら、それらのニーズを満たすよう意図された問題解決活動に参加者を従事させる」ことに焦点をあてる。ニーズの評価手続は、当該プログラムに参加者の掛かり合う間に切れ目なくいつも変化するのである。

リエントリーコートの審問は、しばしば裁判官、プロベーションオフィサー、および、参加者によって指導された対話型の論議である。典型的に、各参加者は、プロベーションオフィサーの報告を聞いた後で、自己評価に着手し、当該チームは、再入に対する個別の障壁と長期の成功のための戦略に目標を定める問題解決戦略にその者を従事させる。当該プログラムを完了した者もまた、参加者を促し、真面目さと犯罪を思い止まることへの有用なアプローチの開発を支援しつつ、リエントリーコートの審問に参加する。「リエントリーコートのアプローチの有する協力的な性質は、参加者に対し、その者の拘禁に至った行動を変え、潔白かつ真面目で、地域社会の生活に十分に統合される新しい生活を計画する機会を提供するという



ことである」。参加者は、無作為の検尿テストでも分かるように、継続する真面目な12か月を達成することにより、当該プログラムを成功裡のうちに完了する。終了者は、参加者、他の終了者、および、支えになる家族と友人たちも加わる式典で榮譽を与えられ、監督期間における1年を減免される資格を有することになる。

(2) マサチューセッツ地区

2006年5月、マサチューセッツ地区は、裁判所援助的回復取組 (Court Assisted Recovery Effort) を創設した。当該プログラムは、『裁判所援助的回復取組プログラム——マサチューセッツ地区の合衆国地方裁判所——の 評 価 』(Evaluation of the Court Assisted Recovery Effort [C.A.R.E.] Program – United States District Court for the District of Massachusetts) という題名の報告書に記述され評価される。その研究は、犯罪学と刑事司法のノースイースタン大学犯罪及び刑事司法学所属の研究者によって書かれた。その研究が説明するように、マサチューセッツ州中の州裁判所が、ドラッグコートを、当該州の増大している薬物乱用問題と戦う手段としてますます利用している。コカインとヘロインは、マサチューセッツ州で乱用されている主要な薬物の2つであり、アヘン剤関連の死亡は上昇している。「増大している薬物関連の犯罪者人員に直面しているマサチューセッツ地区は、中毒になった犯罪者を監督することについての困難な仕事を扱うための新たな革新的仕組みを探し始めた」のである。

ファレル＝ウンダーリッヒ (Farrell and Wunderlich) によれば、裁判所援助的回復取組プログラムは、「修正されたドラッグコートプログラムを、中毒に伴う問題を扱いながら犯罪者に強化された監督を提供するために使う」。重要な薬物乱用の経歴をもち、監督付釈放あるいはプロベーションの期間に服している犯罪者は、裁判所援助的回復取組チームからの情報提供で裁判所の認可を受けて当該プログラムに任意で登録する。裁判所援助的回復取組の主要な目標は、「犯罪者を、真面目で、雇用される、法律を遵守する市民に変える」ことである。当該プログラムは、犯罪者の「より密接な監督と通常の監督より高い期待を伴うが、しかし、それはまた、

犯罪者により大きな援助、機会、および、報酬を提供する」。それぞれの参加者は、「他の者における参加者の中毒の影響に対する責任を認めるよう求められ、真面目さを達成して維持するために必要な道具を用意される」。

当該プログラムは、12週間の段階3つと16週間の段階1つから成る、少なくとも52週間継続する。4つの段階は、「早期回復」(Early Recovery)、「責任の理解と引受」(Understanding and Taking Responsibility)、「健全な意志決定」(Healthy Decision Making)、および「再発防止計画」(Relapse Prevention Planning)である。犯罪者の監督は、第1段階において最も集中的なもので、参加者に対し、週1度の法廷セッションに参加し、会合と薬物検査のために毎週3回プロベーション事務局に出頭するよう求める。この段階において、参加者もまた、必要とみなされるものとしての薬物中毒と精神衛生の治療に参加し、生活技能、就職、あるいは、教育のプログラムを始めることを期待される。第2段階は、毎週1度のプロベーション事務局との会合、および、隔週の法廷出頭を必要とする。参加者は、生活技能、就職、あるいは教育のプログラムを続け、薬物中毒あるいは精神衛生の治療に参加する。

当該プログラム第3段階は、隔週の法廷への出席とプロベーション事務局での会合、および、時として薬物中毒あるいは精神衛生の治療への出席を必要とする。この段階の終わりまでに、参加者は雇用を確保することを期待される。最後の第4段階は、参加者に対し、毎月1度裁判所とプロベーション事務局に出頭するように要求する。参加者は、雇用を維持し、必要であるとき、治療に参加して、そして終了前に承認された書面の再発防止計画を完了するように要求される。当該プログラムのコースを通じて、プロベーションオフィサーの犯罪者との接触は、事務局訪問に限定されていない。接触のタイプとレベルは、個々の犯罪者のニーズと危険レベルに基づいて様々である。

ある段階から次の段階への進展は、いっそう寛大な監督を可能とするが、しかしそれは「獲得されなくてはならない特権」である。参加者は、当該

プログラムの条件と監督の条件をあくまでも実行する、あるいは、制裁に直面し、特定の週において履修単位が剥奪されるよう求められる。制裁の例は、執筆課題、日中もしくは夜間の拘束、当該週の修得単位の損失、および、社会奉仕を含んでいる。参加者はまた、公開の法廷での成功した週の承認と、それぞれの段階の完了についての証明書を通じて、毎週報酬を受け取ることができる。

裁判所とプロベーション事務局は、毎週それぞれの参加者に対して、治療の問題やその他の目標に取り組むよう奨励する。法廷セッションの間に、それぞれの参加者は、自らの進歩あるいは問題について、裁判官と論議をするよう申し出る。もしプログラムあるいは監督の違反があるなら、裁判官は、次の法廷セッションまでに完了されるべき制裁を課し、その参加者は良い週を獲得できない。「良い週」(good week) とは、参加者がプロベーションとすべての治療セッションですべて必要とされる会合に出席し、すべての予定された薬物検査を受け入れて（また陰性のテスト反応を示した）、そして全ての他の監督の条件に従ったことを意味する。参加者は、良い週12週を獲得し、最初の3つの段階それぞれを通して進歩するために書面による課題を完了しなくてはならない。それから、彼らは、最後の段階において良い週16週を獲得し、当該プログラムを等級づけるために再発防止計画を完了しなくてはならない。いっそうひどいプログラム違反に対して、犯罪者は、当該プログラムが中止させられるか、あるいは、当該プログラムの最初の段階に降格されるかもしれない。新しい犯罪行為の申し立ては、地方裁判官に出され、裁判所援助的回復取組で扱われないプログラムの成功した完了に基づき、参加者は、彼らの監督付釈放期間の1年を減免されることを受け取ることになる。

参加者は、当該プログラムに自発的に申し出て、それからプロベーション事務局によって検査されて受け入れられる。彼らは、一般に危険予測インデックスとテキサスクリスチャン大学薬物検査に基づいて厳しい範囲で評価される。さらに、裁判所援助的回復取組の参加者は、深刻な薬物乱用の経歴を実証するように要求され、彼らの主要な診断として精神衛生問題

をもっておらず、そして性犯罪者として登録されていないことが典型的なものである。個人は、色々と変わることによって裁判所援助的回復取組への参加を認められる。法廷(微罪判事)、プロベーション事務所、合衆国検察官事務所、連邦公設弁護人事務所、および、外部の治療契約者全てが、それぞれの犯罪者が自らの目標を達成するのに役立つための共同作業において、当該プログラムに参加する。

毎週1度の法廷セッションで、微罪判事は、当該プログラムのそれぞれの参加者の状況を再検討し、治療におけるいかなる変化も、遵守の問題も、あるいは、示唆された制裁も論じるために、このチームで会合する。各事務所からの代表者は、「参加者が優秀な場合に奨励を提供し、また、参加者が、直接の介入を提供し、即座に問題を扱うことによって従わないときに、効果的に返答するために一緒に働く」のである。それぞれのチームメンバーの積極的な掛かり合いは、「ただプログラムの成功だけではなく、各参加者の成功にとって欠くことができない」ということである。プログラム参加者もまた、「プログラムで彼らの仲間に支援を提供し、集団の責任と奨励の拡張されたネットワークのもつ便益を受け取る」ことを期待される。

### (3) ミシガン西部地区

2005年、ミシガン西部地区は、加速的地域社会移行プログラム(Accelerated Community Entry Program)を設立した。当該プログラムは、記述されて、そして『加速的地域社会移行法廷プログラムの評価』(An Evaluation of the Accelerated Community Entry Court Program)という題名の報告書で評価されている。その研究は、合衆国裁判所事務総局(the Administrative Office of the U.S. Courts)とシンシナティ大学の刑事司法調査研究センター(the Center for Criminal Justice Research)からの調査研究者たちによって書かれた。当該プログラムは、最初ベントンハーバーに創設され、それからカラマズーとグランドラピッズという2つの追加場所に拡大された。それは、刑務所からの釈放後に危険性が高い犯罪者を対象とし、参加者のニーズも対応するための多元的学問領域に渡るアプロー

チを用いている。

共同のパートナーには、地方裁判所、プロベーション事務局、合衆国検事局、連邦弁護士事務局、連邦刑務所局、地方の社会奉仕提供者、および、参加者の向社会的支援システム（家族、友人、その他影響のある者、雇用者、牧師）が含まれる。加速的地域社会移行プログラムのモデルは、「証拠に基づく実務の使用を要求する」ものである。それには、危険性の高い犯罪者と彼らの特定の犯罪生成的ニーズを識別し対象を定めるため、当該犯罪者の行動変化のための動機づけを扱うため、そして、合法的行動、毎月の裁判所による監督状況の審問、道徳再活性化セラピー（Moral Reconation Therapy）への参加を促進できるような向社会的モデルと支援を提供するための評価実務の使用と、適切なものとしての報酬と制裁の使用が含まれる。

連邦の保護観察官は、彼らの危険予測インデックスの点数に基づいてプログラム候補を識別する。参加資格を有する犯罪者は、危険予測インデックスの点数で6点から9点までの間で得点しなくてはならない。参加の可能性がある者もまた、監督の条件、報酬と制裁のためのシステム、および、当該プログラムの成功した完了についての基準を識別する契約を完遂しなくてはならない。参加者は、加速的地域社会移行プログラムから失敗して終了することはできない。もし取消しが監督について起こったなら、その者は拘禁後にプログラムを始めからやり直すことになる。参加しないことに決める犯罪者は、プログラムから移されるべきとの司法の認可を得られるよう要求される。

加速的地域社会移行プログラムの標準的な要件は、毎月の裁判所での状況審問への出席である。そこで加速的地域社会移行プログラムのチームメンバーは当該犯罪者の進歩を説明する。犯罪者の毎月の進歩、翌月の目標、および、受け取ることのできる報酬あるいは制裁を要約する報告は、各状況審問の最後に仕上げられる。監督の違反は、当該違反の重大さに基づき、加速的地域社会移行プログラムの裁判所での審問の時点で、あるいは審問の前に取り上げられる。参加者が12か月の報酬を積み重ねると、プログラ

ムの成功として完全な釈放がなされる。完成の証明書を受け取ることに加えて、終了手続は、さらに12か月間の伝統的な監督状況に犯罪者を置くことを伴う。この期間後に、プロベーションオフィサーは、善行に対する監督の早期終了を求めることができる。

#### 4. 要約と結論

連邦裁判所システムの中で多くの地区が、これまで6年にわたってリエントリーコートプログラムを創設した。これらのプログラムは、コートに対して、非当事者主義的チームの環境で段階的制裁と正の強化を課すことを可能にする。リエントリーコートプログラムは、州と連邦の両システムにおいて新しいので、それらがうまく常習犯を減らすかどうかについて、ほとんど実証的調査研究は存在しない。本稿は、最も初期の連邦のリエントリーコートプログラムの3つを紹介した。

連邦のリエントリーコートプログラムの研究は、プログラムが効果的に常習犯を減らすかどうかについて、入り混ざった結果を提供する。オレゴン地区リエントリーコートの評価者たちは、比較グループが多数の重要な様相に関して処遇グループを凌いだと判定した。しかしながら、この結論は、サンプルサイズの小さいことと最初のプロジェクトデザインというような要因のために、警告付きで解釈されるべきである。マサチューセッツ地区の裁判所援助的回復取組プログラムとミシガン西部地区の加速的地域社会移行プログラムの研究は、著者たちもまた、これらの調査結果が、サンプルのサイズが小さいことのような限界のために、注意深く解釈されるべきであることを強調したけれども、リエントリーコートプログラムの参加者が、肯定的結果をもつ可能性がいっそう高かったことを見出した。

将来、多くの研究が、リエントリーコートプログラムと他の非法廷ベースの実務が効果的に常習犯を減らすかどうか調査し続けるべきである。将来の調査研究では、より大きいサンプルサイズを調査結果の正当性と信頼性を改良するために使うことがとくに重要である。リエントリーコートプ

プログラムか、あるいは他のいかなるタイプの介入でも評価するかにかかわらず、研究者たちはまた、犯罪者の危険レベルに基づいて常習犯に対する効果を調べることを考えるかもしれない。大量の調査研究が、刑事司法的介入がより危険性が高い犯罪者にいっそう効果的であり、また危険が少ない犯罪者の常習犯を増やしさえするかもしれないことを示している。事実、評価が有望な結果（裁判所援助的回復取組と加速的地域社会移行プログラム）を見出した2つの連邦のリエントリーコートプログラムは、より危険性の高い犯罪者を対象としたものであった。より大きいサンプルサイズと、リエントリーコートと他の矯正プログラムの長期にわたる追跡を伴う研究が、将来の政策決定で支援すべきより科学的にしっかりとした結果を提供するであろう。

#### 参考文献

- \* Andrews, D.A. and C. Dowden, "A meta-analytic investigation into effective correctional intervention for female offenders," *Forum on Corrections Research*, Vol.11, Issue 3, 1999, pp.18-21.
- \* Andrews, D. A., Zinger, I., Hoge, R. D., Bonta, J., Gendreau, P., and F. T. Cullen, "Does correctional treatment work? A clinically relevant and psychologically informed meta-analysis," *Criminology*, Vol.28, Issue. 3, 1999, pp.369-404.
- \* Aos, S., Miller, M., and E. Drake, *Evidence-based public policy options to reduce future prison construction, criminal justice costs, and crime rates*, Olympia, WA: Washington State Institute for Public Policy.
- \* Becker, D. J., and M. D. Corrigan, "Moving Problem-Solving Courts into the Mainstream: A Report Card from the CCJCOSCA Problem-Solving Courts Committee," *Court Review*, Vol.39, Issue 1, 2002, pp.4-8.
- \* Close, D. W., Aubin, M., and K. Alltucker, *The District of Oregon Reentry Court: Evaluation, Policy Recommendations, and Replication Strategies*.
- \* Dowden, C., and D. A. Andrews, "What works for female offenders: A metaanalytic review," *Crime and Delinquency*, Vol.45, No.4, 1999, pp.438-452.
- \* Dowden, C., and D. A. Andrews, "What works in young offender treatment: A meta-analysis," *Forum on Corrections Research*, Vol.11, No2, 1999, pp.21-24.
- \* Lindquist, C., Hardison, J. and P. Lattimore, "The Reentry Court Initiative: Court-

- based Strategies for Managing Released Prisoners," *Justice Research and Policy*, Vol.6, No.1, 2004, pp.97-118.
- \* Lowenkamp, C. T., Holsinger, A. M., and E. J. Latessa, "Are drug courts effective: A meta-analytic review," *Journal of Community Corrections*, Vol.15, No1, 2005, pp.5-11.
- \* Lowenkamp, C. T., and E. J. Latessa, "Increasing the effectiveness of correctional programming through the risk principle: Identifying offenders for residential placement," *Criminology and Public Policy*, Vol.4, Issue 2, 2005, pp.263-290.
- \* Meierhoefer, B., "Judge-involved supervision programs in the federal courts," *Federal Probation*, Vol.75, No.2, 2011, pp.37-46.
- \* Travis, J., *But They All Come Back: Facing the Challenges of Prisoner Reentry*, Washington, DC: Urban Institute Press, 2005.
- \* Vance, S. E., "Federal Reentry Court Programs: A Summary of Recent Evaluations," *Federal Probation*, Vol.75, No.2, 2011, pp.64-73.
- \* Wilson, D., Mitchell, O., and MacKenzie, D. 2006. "A Systematic Review of Drug Court Effects on Recidivism," *Journal of Experimental Criminology*, Vol.2, No.4, 2006, pp.459-487.



アメリカ合衆国における少年事件の概況と  
少年裁判所における処理状況の比較  
**A Discussion about Juvenile Court Cases and  
Juvenile Court Process in America**

西尾憲子\*

1. 少年裁判所における少年非行事件の処理件数の動向

2008年に少年裁判所が処理した少年非行事件は、1,653,300件だった。表1は、少年裁判所において1960年から2008年までの少年非行事件の処理件数をまとめたものである。

表1 非行事件の処理件数 (1960年～2008年)

年	処理件数	年	処理件数	年	処理件数
1960	405,000	1977	1,074,000	1994	1,692,300
1961	400,000	1978	1,024,000	1995	1,799,900
1962	441,000	1979	1,050,000	1996	1,837,800
1963	478,000	1980	1,092,000	1997	1,862,100
1964	545,000	1981	1,099,000	1998	1,794,500
1965	554,000	1982	1,071,000	1999	1,721,300
1966	592,000	1983	1,030,000	2000	1,721,300
1967	645,000	1984	1,033,000	2001	1,691,600
1968	716,000	1985	1,156,600	2002	1,682,800
1969	786,000	1986	1,208,200	2003	1,694,000
1970	836,000	1987	1,205,300	2004	1,702,800
1971	894,000	1988	1,220,500	2005	1,693,600
1972	884,000	1989	1,250,300	2006	1,655,400
1973	909,000	1990	1,336,600	2007	1,666,100
1974	996,000	1991	1,451,300	2008	1,653,300
1975	1,051,000	1992	1,529,000		
1976	1,078,000	1993	1,543,600		

出典：http://www.ojdp.gov/ojstatbb/court/qa06204.asp?qaDate=2007、及び、Charles Puzzanchera, Benjamin Adams, and Melissa Sickmund, “Chapter2 National Estimates of Delinquency Cases”, *Juvenile Court Statistics* 2008, 2011, pp.6-7 [available: http://www.ojdp.gov/ojstatbb/njcda/pdf/jcs2008.pdf]

\* 嘱託研究所員・高岡法科大学法学部准教授

1960年には、1日あたりほぼ1,100件の非行事件が処理されていたが、2008年には、4,500件の非行事件が処理されている。1960年から2008年の間に、少年裁判所が非行事件の処理件数は、4倍以上に増加している。1960年以降の最多件数は1997年の1,862,100件であるが、それ以降は漸減傾向を示している。最多件数だった1997年と2008年の間を比較すると12%減少している。

次に、2008年の犯罪カテゴリー別の処理件数と1985年から2008年、1999年から2008年までの10年間、2004年から2008年までの5年間及び2007年とのそれぞれの増減率をまとめたのが、表2である。

表2 2008年における少年事件の犯罪カテゴリー別処理件数と増減率

犯罪カテゴリー	処理件数	増減率（%）			
		1985-2008	1999-2008	2004-2008	2007-2008
総数	1,653,300	43	-4	-2	0
人身に対する犯罪	403,300	119	0	-2	-2
暴力事犯指標犯罪 <sup>1)</sup>	86,500	34	2	15	1
殺人	1,400	16	-11	7	0
強姦	4,400	33	18	2	4
強盗	32,800	28	26	54	6
加重暴行	48,000	40	-11	0	-3
単純暴行	270,200	169	0	-6	-2
その他性的暴行	14,500	76	14	-5	-1
その他人身に対する犯罪	32,000	199	-15	-2	-4
財産犯	616,700	-12	-15	-4	3
財産犯指標犯罪 <sup>2)</sup>	421,300	-18	-15	-6	5
侵入盗	109,000	-24	-12	-1	3
窃盗	281,300	-14	-14	-3	8

1) 暴力事犯指標犯罪には、殺人、強姦、強盗、及び加重暴行が含まれている。

2) 財産犯指標犯罪には、侵入盗、窃盗、自動車盗、及び放火が含まれている。

自動車盗	23,200	-39	-39	-39	-13
放火	7,900	19	-12	-4	-2
器物損壊	105,500	24	0	6	-3
住居侵入	54,100	3	-10	4	-1
盗品に関する犯罪	17,700	-35	-36	-17	-3
その他財産犯	18,000	-1	-44	-24	-6
薬物事犯	179,500	134	-2	-2	-2
治安を脅かす犯罪	453,900	132	8	1	-2
司法妨害	211,600	220	5	-2	-1
治安紊乱行為	127,200	186	27	4	-3
銃器犯罪	39,300	98	6	14	-4
飲酒に関する法律違反	24,400	21	27	-1	-5
非暴力的性犯罪	11,900	-6	-8	-13	3
その他治安を脅かす犯罪	39,500	23	-17	-2	-5

出典: この表は、OJJDP “Estimated number of delinquency cases, 2008” (*OJJDP Statistical Briefing Book*, Online. [Available: <http://www.ojjdp.gov/ojstatbb/court/qa06201.asp?qaDate=2008>. Released on May 06, 2011.]) に基づいて作成した。[参照2012年1月12日]

2008年に少年裁判所で少年事件として処理された総件数について、1985年と比較すると43%増加しているが、1999年との10年比では4%減少、2004年との5年比では2%減少、2007年との前年比では0%と、1997年のピークを過ぎてからはほぼ漸減傾向を示す横ばい状態を続けている。犯罪カテゴリーや罪名別にみると、2007年との前年比はおおむね減少傾向を示すものが多く、財産犯のうち自動車盗が-13%と最も高い減少率を示しているが、窃盗については8%増加、強盗は6%増加している。2004年との5年比では、自動車盗が39%減少と最も高い減少率だった一方で、強盗は54%増加とかなり高い増加率である。1999年との10年比でも、自動車盗が39%減少と高い減少率で、その他の財産犯で44%減少し、財産犯のカテゴリーでは全て減少している一方で、強盗が26%増加、強姦が18%増加となっている。1985年との比較では、司法妨害で220%増加、治安紊乱行為が

186%増加となっており、治安を脅かす犯罪のカテゴリー全体の増加率がかなり高い。その他の人身に対する犯罪が199%増加、単純暴行が169%増加と人身に対する犯罪のカテゴリーはすべて増加傾向を示している。一方で、財産犯のカテゴリーの中で財物を剥奪する種類の犯罪はすべて減少傾向を示しているが、放火や器物損壊は増加傾向である。薬物事犯は134%増加と大きく増加している。

## 2. 少年裁判所において処理された非行事件の特徴

2008年に少年裁判所で処理された少年事件を、性差、年齢及び人種等について、犯罪カテゴリー別に構成比をまとめたのが、表3である。

表3 2008年における少年事件の性差や年齢、人種等の犯罪カテゴリー別構成比（処理状況）

犯罪カテゴリー	処理件数	少年裁判所における処理事件の構成比(%)					
		女子 少年	16歳 未満	白人	黒人	アメリカ 先住民	アジア系、 その他 民族
総 数	1,653,300	27	53	63	34	1	1
人身に対する犯罪	403,300	29	60	56	41	1	1
暴力事犯指標犯罪 <sup>3)</sup>	86,500	18	54	44	54	1	1
殺 人	1,400	14	34	58	39	1	2
強 姦	4,400	3	60	68	29	2	1
強 盗	32,800	10	50	29	69	1	1
加重暴行	48,000	25	57	51	46	1	1
単純暴行	270,200	35	62	58	39	1	1
その他性的暴行	14,500	6	71	66	32	1	1
その他人身に対する犯罪	32,000	28	57	67	31	1	1
財 産 犯	616,700	28	54	66	31	2	2
財産犯指標犯罪 <sup>4)</sup>	421,300	33	53	64	33	2	2
侵 入 盗	109,000	11	54	65	32	1	1

3) 暴力事犯指標犯罪には、殺人、強姦、強盗、及び加重暴行が含まれている。

4) 財産犯指標犯罪には、侵入盗、窃盗、自動車盗、及び放火が含まれている。

窃 盗	281,300	43	53	64	33	2	2
自動車盗	23,200	21	49	57	40	2	2
放 火	7,900	14	76	77	20	1	1
器物損壊	105,500	15	62	78	19	2	1
住居侵入	54,100	19	54	59	38	1	1
盗品に関する犯罪	17,700	15	48	55	42	1	2
その他財産犯	18,000	31	44	66	31	2	1
薬物事犯	179,500	18	38	73	24	2	1
治安を脅かす犯罪	453,900	28	50	62	36	1	1
司法妨害	211,600	27	42	63	35	1	1
治安紊乱行為	127,200	35	63	52	46	1	1
銃器犯罪	39,300	11	57	61	36	1	2
飲酒に関する法律違反	24,400	32	29	89	8	3	1
非暴力的性犯罪	11,900	19	65	72	26	1	1
その他治安を脅かす犯罪	39,500	25	49	69	28	1	2

出典：この表は、OJJDP “Characteristics of delinquency cases handled by juvenile courts, 2008” (OJJDP Statistical Briefing Book. Online. [Available: <http://www.ojjdp.gov/ojstatbb/court/qa06206.asp?qaDate=2008>. Released on May 06, 2011.]) に基づいて作成した。[参照2012年1月12日]

女子少年による事件は27%を占め、全体の4分の1を超えている。2008年の窃盗事犯全体における女性の占める割合は43%と高い比率を占めている。また、治安紊乱行為は35%、飲酒に関する法律違反は32%など、治安を脅かす犯罪のカテゴリーで28%、財産犯のカテゴリーでも28%、人身に対する犯罪でも29%と、薬物事犯のカテゴリーの18%以外、ほぼ3割を占めている。単純暴行では35%で、加重暴行では25%と高い割合を占めており、女子少年による事件で粗暴化が進んでいるように思われる。

16歳未満の少年では、全件数のうち53%と5割を超えている。16歳未満の少年による放火事犯は76%、全体の4分の3を超えるきわめて高い割合を示している。単純暴行は62%、加重暴行は57%を占めており、人身に対する暴力事犯における割合が高い。また、器物損壊は62%、治安紊乱行為による事件も63%と6割を超えている。さらに、強姦が60%、その他の性

の犯罪が71%，非暴力的性犯罪が65%と性犯罪において占める割合がすべて6割を超えて高いことが特徴といえる。

少数民族の少年は、全体の37%と3分の1を超えている。罪名別にみると、強盗が71%と高く、暴力事犯指標犯罪で56%と高い割合を占めている。薬物事犯は27%を占めている。

### 3. 少年による事件をめぐる少年裁判所における対応の動向

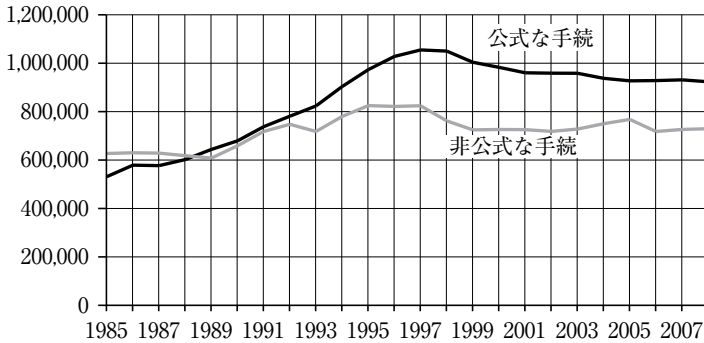
ここまで犯罪カテゴリー及び罪名別の動向から比較してきた。性差や年齢、人種等の犯罪カテゴリー別構成比について、前稿では1985年から2007年までの比較を行ったが、2008年とそれ以前との比較に特別な動向があらわれているとはいえないことがわかった。こうした比較をもとに、これらの事件の少年裁判所における対応や処理状況を検討するために、1985年から2008年までの推移について、表4では対応別件数を一覧にし、図1ではグラフにした。

表4 1985年から2008年までの非行事件への対応別件数

年	公式手続	非公式手続	年	公式手続	非公式手続
1985	529,200	625,900	1997	1,056,900	824,500
1986	577,300	628,800	1998	1,052,200	761,700
1987	575,400	627,300	1999	1,005,600	724,100
1988	600,400	616,700	2000	984,500	725,800
1989	642,700	606,600	2001	961,800	725,100
1990	678,500	658,000	2002	960,200	717,800
1991	737,400	717,600	2003	959,800	727,500
1992	781,000	747,300	2004	938,800	749,800
1993	823,700	717,500	2005	928,300	767,000
1994	904,500	779,900	2006	929,400	717,400
1995	974,900	825,200	2007	932,400	725,900
1996	1,030,000	821,800	2008	924,400	729,000

出典：この表は、OJJDP “Delinquency cases by manner of handling, 1995-2008” (*OJJDP Statistical Briefing Book*, Online. [Available: <http://www.ojjdp.gov/ojstatbb/court/qa06401.asp?qaDate=2008>. Released on May 06, 2011]) に基づいて作成した。[参照2012年1月12日]

図1 1985年から2008年における非行事件への対応の推移



出典： <http://www.ojdp.gov/ojstatbb/court/qa06401.asp?qaDate=2008>より作成。

少年裁判所に送致された少年事件は、少年裁判所のインテイク局において、事件を公式な手続へすすめるか非公式な手続をとるか決定される。1985年から2008年の間に処理された件数の推移をみると、1989年に取扱件数が逆転して以降、公式手続による取扱件数の方が多いまま推移している。2008年では、非公式な処理件数より公式な処理件数が27%上回っている。公式な手続で処理される非行事件の数は、1995年から2008年の間に75%増加している。それに比べて、同期間に非行事件の処理総数は43%増加しているが、非公式に処理された事件数は16%の増加であった。また、公式手続による非行事件の取扱件数の増加率は、非公式手続による取扱件数を上回っていることがわかる。

表5は1985年から2008年までの内訳と構成比を一覧にし、図2でグラフにした。

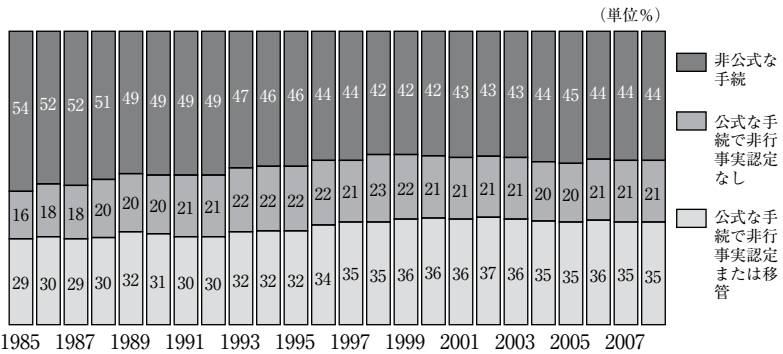
表5 1985年から2008年における非行事件の対応別構成比の推移

年	公式な手続		非公式な手続 (%)
	非行事実認定 あるいは移管 (%)	非行事実認定 無し (%)	
1985	29	16	54
1986	30	18	52
1987	29	18	52
1988	30	20	51
1989	32	20	49
1990	31	20	49
1991	30	21	49
1992	30	21	49
1993	32	22	47
1994	32	22	46
1995	32	22	46
1996	34	22	44
1997	35	21	44
1998	35	23	42
1999	36	22	42
2000	36	21	42
2001	36	21	43
2002	37	21	43
2003	36	21	43
2004	35	20	44
2005	35	20	45
2006	36	21	44
2007	35	21	44
2008	35	21	44

出典：この表は、OJJDP “Manner of handling profile for delinquency cases, 1995-2008” (*OJJDP Statistical Briefing Book*, Online. [Available: <http://www.ojjdp.gov/ojstatbb/court/qa06402.asp?qaDate=2008>. Released on May 06, 2011.]) に基づいて作成した。[参照2012年1月12日]



図2 非行事件の対応の分析結果



注：端数切り捨てのため100%ではない。

出典：http://www.ojdp.gov/ojstatbb/court/qa06402.asp?qaDate=2008 より作成。

2008年に少年裁判所に送致された少年非行事件のうち、35%が非行事実の認定手続がとられるかあるいは刑事裁判所へ移管されている。公式手続を用いた対応の増加を受けて、非行事実の認定手続に進むか少年裁判所から移管する決定が出された非行事件の割合は、1985年から2008年の間、ほぼ継続して増加傾向を示している。1985年から2008年の間で、非行事実認定あるいは移管された非行事件の割合は、29%から37%の間で変動している。

#### 4. 少年事件の処理手続における状況

少年裁判所における処理手続に沿って、2008年における事件件数の構成比と内訳を表6にまとめた。

表6 2008年の少年司法手続における各手続段階の構成比

インテイク決定	インテイク処遇	司法的決定	司法的処遇
審判請求：559件 (924,400件[56%]) →	→ → →	→放棄：5件(8,900件[1%])	
	→ → →	→非行事実認定：341件(563,900件[61%]) →	→施設収容：95件(157,700件[28%])

			→プロベーション： 195件(322,900件 [57%])
			→その他の制裁： 50件(83,200件 [15%])
	→ → →	→非行事実無し： 213件(351,600件 [38%]) →	→プロベーション： 41件(67,800件 [19%])
			→その他の制裁： 32件(52,600件 [15%])
			→却下：140件 (231,200件[66%])
審判請求なし：441 件(729,000件[44%]) →	→プロベーション： 100件(165,600件 [23%])		
	→その他の制裁： 156件(257,700件 [35%])		
	→却下：186件 (305,600件[42%])		

注：少年事件1000件あたりの構成比と総数1,653,300の内訳（カッコ内が実数 [構成比]）

出典：この表は、OJJDP “Juvenile court processing for a typical 1,00 delinquency cases, 2008” (OJJDP Statistical Briefing Book. Online. Available: [http://www.ojjdp.gov/ojstatbb/court/JCSCF\\_Display.asp?ID=qa06601&year=2008&group=1&estimate=1](http://www.ojjdp.gov/ojstatbb/court/JCSCF_Display.asp?ID=qa06601&year=2008&group=1&estimate=1). May 06, 2011.) 及び OJJDP “National estimates of juvenile court processing for delinquency cases, 2008” (OJJDP Statistical Briefing Book. Online. [Available: [http://www.ojjdp.gov/ojstatbb/court/JCSCF\\_Display.asp?ID=qa06601&year=2008&group=1&estimate=2](http://www.ojjdp.gov/ojstatbb/court/JCSCF_Display.asp?ID=qa06601&year=2008&group=1&estimate=2). May 06, 2011.]) に基づいて作成した。[参照2012年1月12日]

少年裁判所に送致される事件は、インテイク部局でまず選定される。このインテイク部局の選定で、法律上の要件を充足せず却下するかあるいはこの事件を公式に審判請求するか審判請求はせずに非公式に解決するか決定することになる。2008年では、全非行事件のうち56%（1000件あたりでみれば559件）が少年裁判所で審判請求がなされ公式に処理されて、44%（1000件あたりでみれば441件）が非公式に処理されている。審判請求されない事例のうち42%（441件のうち185件）が、法律上の要件を充足せずインテイク段階で却下されている。審判請求されなかった残りの事例（58%、

441件のうち256件)のうち、23% (1000件あたりでみれば100件)の少年は非公式なプロベーションに付され、35% (1000件あたりでみれば156件)の送致された青年は、社会福祉機関への付託、罰金の支払い、あるいは、何らかの自発的な損害賠償を含む非公式な制裁に、自発的に同意していることになる。

そして、インテイク部局が少年裁判所で公式に処理することを決定した場合には、審判請求の申し立てをして、裁判期日あるいは訴訟事件記録に基づいて非行事実認定審理を行う。一方で、インテイク部局が少年裁判所から切り離し、その代わりに成人の刑事裁判で処理されるべきであると決定するものもある。この場合、通例では審判請求が少年裁判所の判事がその事件に関する裁判権を放棄するかどうかを尋問する間に、移管もしくは移送の審理を求めて少年裁判所に申し立てられる。2008年では、公式に進められた全非行事件のうち61% (559件のうち341件)が青年に非行事実が認定され、38% (559件のうち213件)は青年に非行事実が認められないとされた。そして少年裁判所で審判請求がされ公式な手続に進んだ事例のうち1% (559件のうち5件)が刑事裁判所へ司法的に移管された<sup>5)</sup>。

処遇選択審理では、少年裁判所の判事が、一般的には、プロベーション部局が用意した処遇決定前報告書の事前審査(予備的審査)の後に、最も適した制裁を決定する。裁判所が選択できるオプションの範囲は、通常は、施設(福祉養護施設)への収容を含む、例えば、集団での施設収容や児童養護施設、あるいはその他の居住設備のある施設への収容、あるいはプロベーション(通常のプロベーション又は集中監督つきのプロベーション)、あるいは外部機関への付託、日中の処遇又は監視、精神衛生プログラム、

---

5) 少年裁判所から成人の刑事裁判所へ移送される仕組みと課題については、アメリカ犯罪学研究会のなかで、既に研究報告されているので参照されたい。他に、2008年の少年裁判所から刑事裁判所へ移送されている全米の情勢については、Benjamin Adams and Sean Addie, "Delinquency Cases Waived to Criminal Court, 2008", *OJJDP Fact Sheet*, NCJ236481, 2011 (<http://www.ojjdp.gov/pubs/236481.pdf>)がある。

罰金の支払い, 社会奉仕, 損害賠償などが含まれる。

非行事実が認定された事件の28%(341件のうち95件)の青年は, 身柄拘束を伴う施設に収容されている。その他, 57%(341件のうち195件)は公式のプロベーションが実施される。全体の流れから, インテイク段階でほぼ半数に選別される。インテイク段階で審判請求が開始された司法的決定のうち, 559件のうち341件(61.0%)が非行事実を認定され, 341件のうち195件(57.1%)のほぼ6割がプロベーションになり, 施設収容処分になるのが341件のうち95件(27.8%)だった。

## 5. 日本の家庭裁判所における処理状況

日本の少年審判制度と単純な比較はできないが, 先に検討したアメリカの状況は2008年なので同じ2008年(平成20年)の日本の家庭裁判所における処理状況を『平成21年版犯罪白書』に基づいてまとめて整理する。

2008年(平成20年)の家庭裁判所新規受理人員は, 総数172,995人, 一般保護事件は139,303人, 道路交通保護事件は33,692人である。このうち, 家庭裁判所終局処理人員は152,117人だった。終局処理人員の処理区分別の内訳は, 検察官送致6,232人のうち, 刑事処分相当として検察官送致されたのは4,056人である。保護処分31,473人のうち, 保護観察処分が27,185人, 児童自立支援施設等送致303人, 少年院送致が3,985人, 知事・児童相談所長送致が218人である。不処分2万7,986人, 審判不開始86,208人であった。平成21年版犯罪白書から非行名別・処理区分別にまとめた資料4-10を表7として示したとおりである。刑法犯全体で48,803人のうち窃盗が最も多く27,661人で, 処分としては審判不開始が14,212人と最多で, 次に保護観察処分が6,114人, 不処分が5,736人と続く。また, 自動車運転過失致死傷・業過が26,900人のうち, 357人が刑事処分相当として検察官送致されており, 非行名別の中では最多である。

表7 家庭裁判所終局処理人員 (非行名別・処理区分別)

(昭和50年・60年・平成16年～20年)

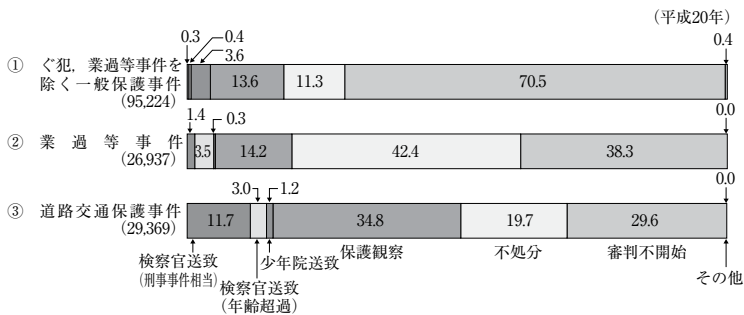
区分	総数	検察官送致		保護 観察	児童自立支 援施設・児 童養護施設 送致	少年院 送致	知事・児 童相談所 送致	不処分	審判 不開始
		刑事処 分相当	年齢 超過						
昭和50年	373,487	47,379	4,181	21,718	185	2,569	207	182,268	114,980
昭和60年	589,421	63,614	11,592	72,140	340	6,099	286	232,760	202,590
平成16年	232,936	8,019	3,781	40,789	344	5,310	241	44,188	130,264
17年	206,579	6,899	3,303	36,277	334	4,883	250	38,553	116,080
18年	188,960	5,657	3,068	33,596	361	4,498	301	35,114	106,365
19年	174,270	5,085	2,522	30,597	300	4,090	229	32,425	99,022
20年	152,117	4,056	2,176	27,185	303	3,985	218	27,986	86,208
刑法犯	48,803	198	282	11,936	222	3,097	142	9,783	23,143
殺人	38	11	-	-	4	21	-	1	1
強盗	542	18	3	201	8	276	1	23	12
傷害	5,324	43	56	2,488	64	739	19	1,210	705
暴行	942	6	5	248	8	43	7	264	361
窃盗	27,661	49	124	6,114	86	1,265	75	5,736	14,212
詐欺	607	11	7	227	7	80	2	93	180
恐喝	1,524	6	9	774	6	234	5	279	211
横領	5,424	4	29	377	3	18	6	805	4,182
盗品譲受け等	729	-	-	82	-	6	1	144	496
強姦	114	11	2	19	3	74	1	2	2
放火	76	1	1	18	5	33	4	11	3
住居侵入	2,361	3	17	381	2	69	3	418	1,468
暴力行為等処罰法	543	2	-	195	1	43	1	140	161
その他の刑法犯	2,918	33	29	812	25	196	17	657	1,149
自動車運転過失致死傷・業過	26,900	357	937	3,797	-	65	1	11,422	10,321
危険運転致死傷	37	12	1	17	-	7	-	-	-
特別法犯	4,684	62	75	981	4	318	9	826	2,409
銃刀法	232	-	8	34	2	6	2	32	148
覚せい剤取締法	237	9	2	76	1	136	-	10	3
毒劇法	491	6	8	219	-	58	-	121	79
売春防止法	26	3	-	9	-	6	-	4	4
道路運送車両法	325	11	8	135	-	21	-	31	119
その他の特別法犯	3,373	33	49	508	1	91	7	628	2,056
道交違反	29,369	3,426	879	10,225	3	362	4	5,789	8,681
ぐ	567	-	-	207	73	139	56	51	41

- 注：1. 司法統計年報による。(なお、この表は『平成21年版犯罪白書』資料編49頁より作成)  
 2. 各年の総数値並びに自動車運転過失致死傷・業過、危険運転致死傷及び道交違反以外の各数値は、「簡易送致事件」を除いたものである。  
 3. 「刑法犯」及び「その他の刑法犯」の数値は、「自動車運転過失致死傷・業過」及び「危険運転致死傷」の数値を除き、「特別法犯」及び「その他の特別法犯」の数値は、「道交違反」の数値を除く。  
 4. 「横領」は、遺失物等横領を含む。

出典：http://hakusyol.moj.go.jp/jp/56/image/image/h008004010h.jpg

そして、少年保護事件の終局処理人員の処理区分別構成比は、平成21年版犯罪白書から4-2-2-3図を図3として示したとおりである。ぐ犯、業過等事件を除く一般保護事件として家庭裁判所での終局処理人員は95,224人で、この一般保護事件の終局処理区分別構成比は、70.5%が審判不開始、13.6%が保護観察、11.3%が不処分、3.6%が少年院送致、0.4%が年齢超過による検察官送致、0.3%が刑事処分相当として検察官送致となっている。

図3 少年保護事件終局処理人員の処理区分別構成比



- 注：1. 司法統計年報による。（なお、この表は『平成21年版犯罪白書』144頁より抜粋し作成）
2. 「業過等事件」は、自動車運転過失致死傷・業過及び危険運転致死傷に係る少年保護事件をいう。
3. 「道路交通保護事件」は、道交違反に係る少年保護事件をいう。
4. 「その他」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び知事・児童相談所長送致である。
5. ( ) 内は、実人員である。

出典：http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/56/image/image/h004002002003e.jpg

原則逆送事件の処理状況は、犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、家庭裁判所は、原則として検察官に送致しなければならないが、これに該当する事件について、平成20年における年齢超過による検察官送致決定を除く終局処理人員の処理区分別構成比を罪名別にまとめたのが、表8である。

表8 原則逆送事件の終局処理人員 (罪名別)

(平成20年)

罪 名	終局 処理 人員	検察官送致 (刑事処分相当)	保護 処分	少年院送致			保護 観察	不処分	不開始
				特 別	中 等	医 療			
				少年院	少年院	少年院			
総 数	25	20 (76.9)	5(19.2)	-	3	2	-	1 (3.8)	-
殺 人	10	7 (70.7)	3(30.0)	-	1	2	-	-	-
傷 害 致 死	5	2 (40.0)	2(40.0)	-	2	-	-	1(20.0)	-
危険運転致死	5	5(100.0)	-	-	-	-	-	-	-
強 盗 致 死	3	3(100.0)	-	-	-	-	-	-	-
逮捕監禁致死	3	3(100.0)	-	-	-	-	-	-	-

- 注：1. 最高裁判所事務総局の資料による。(なお、この表は『平成21年版犯罪白書』145頁より抜粋し作成)
2. 「原則逆送事件」は、犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件をいう。
3. 少年法55条により地方裁判所から移送された事件を除く。
4. 年齢超過による検察官送致を除く。
5. ( ) 内は、終局処理人員に占める比率である。

出典：http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/56/image/image/h004002002005h.jpg

原則逆送罪名別終局処理人員26人うち、刑事処分相当検察官送致20人(76.9%)であり、このうち保護処分が5人(19.2%)、内訳は中等少年院3人、医療少年院2人、不処分1人(3.8%)だった。罪名別では、殺人罪10人うち刑事処分相当として検察官送致されたのが7人(70.0%)、保護処分が3人(30.0%)で内訳は中等少年院1人、医療少年院2人だった。傷害致死罪5人のうち刑事処分相当として検察官送致は2人(40.0%)、保護処分は2人(40.0%)で内訳は中等少年院2人で、不処分1人だった。危険運転致死罪5人うち刑事処分相当検察官送致5人、強盗致死罪3人はすべて刑事処分相当として検察官送致された。逮捕監禁致死罪3人もすべて刑事処分相当として検察官送致されている。なお、平成13年4月1日から22年末日までの間における原則逆送事件の終局処理人員は合計512人であり、このうち328人(64.1%)が検察官送致決定を受けており、原則逆送される事件については、6割超が刑事処分相当として検察官送致の決定を受けていることがわかった。

## 6. ま と め

2008年(平成20年)において少年保護事件として家庭裁判所で終局処理された152,117人うち、刑事処分相当として検察官送致されたのは4,056人の2.7%、その中で原則逆送事件として検察官送致された人員は、26名で全体に占める割合はかなり低いことがわかった。これを単純に比較することは難しいが、アメリカにおける少年司法手続きの中で刑事裁判へ移管されたのは、少年裁判所で終局処理された総人員1,653,300人のうち8,900人で0.5%だった。日本において、処理区分別に占める割合で最も高いのは、審判不開始86,208人の56.7%である。審判不開始には、年齢超過により検察官送致をしなければならず審判に付すことができない形式的不開始や調査段階で終局をみとめる審判を開始することが相当ではない実体的不開始がある。この審判不開始が調査段階で非行を行っていても保護の必要性の少ない少年を手続から早期に解放する重要な手続であると同時に、この調査段階での早期の保護的措置や教育的措置を十分に機能させることが重要である。保護的措置は、少年や保護者の同意に基づき非強制的で短期間の非継続的に行われ、少年や保護者の内面に踏み込んだ処遇の働きかけとして様々な対応方法で行われている。これらは家庭裁判所調査官によってケースワーク的な機能が十分に発揮されているもので、少年審判を経ない調査段階の活動として、調査の副次的な機能として行われている。こうした保護的措置について、先に検討したアメリカの少年事件手続からインテイク段階で審判請求をしない事件のうち、少年が任意に自発的に同意し活動することにより処理される手続を参考にして、将来の非行防止と早期対応の方策として、少年に対して必要に応じた積極的な活動につながるのとさらに充実することを期待する。



参考文献

- Benjamin, Adams, Sean, Addie, "Delinquency Cases Waived to Criminal Court, 2008", *OJJDP FACT SHEET*, NCJ236481, 2011.
- Charles Puzzanchera, Benjamin Adams, and Melissa Sickmund, *Juvenile Court Statistics* 2008, National Center for Juvenile Justice, 2011.
- Crystal Knoll, Melissa Sickmund, "Delinquency Cases in Juvenile Court, 2008", *OJJDP FACT SHEET*, NCJ236479, 2011.
- Howard N. Snyder, and Melissa Sickmund, "Juvenile justice system case proceedings" *Juvenile Offenders and Victims:2006 National Report*, p.104.

